



ASCサプライチェーン モジュール

バージョン1.0 - 発行日: 2026年11月

Contact Information:

Aquaculture Stewardship Council, Maliebaan 50-B, 3581 CS Utrecht, The Netherlands

著作権表示

© 2026 Stichting Aquaculture Stewardship Council Foundation. 本サイト上のすべての音声、映像、テキストコンテンツ（すべての名称、データ、基準、画像、商標、ロゴを含む）は、Stichting Aquaculture Stewardship Council Foundation、またはその子会社、ライセンサー、ライセンシー、サプライヤー、アカウントが所有する商標、著作権、その他の知的財産権により保護されています。

郵送先：

Aquaculture Stewardship Council

Maliebaan 50-B

3581 CS Utrecht

The Netherlands

取引登録番号 34389683

これらの要求事項に対する責任

Aquaculture Stewardship Council (ASC) は、この文書に対する責任を有する。

文書 ID ASC-SC-001

発行されたバージョン文書バージョン履歴

バージョン:	発行日	説明
V1.0	2026 年 11 月 30 日発行予定	ASC サプライチェーンモジュールリリース。トレーサビリティ (MSC CoC に準拠)、食品不正、食品安全、人権、人道的絞めを含む。

発効日本文書のバージョン 1.0 は、2027 年 5 月 30 日より発効する予定である。

ASCについて

水産物の力

栄養価の高いタンパク供給元であり、世界の食品安全保障の重要な構成要素である水産物には、33億の人々が動物性タンパク消費量の少なくとも20%をを依存しており、4億~6億の人々が水産業に直接的、間接的に関与している¹。

2050年には人口が100億人に達すると予測され、天然業が限界に達しているため、養殖水産物は消費される水産物の60%近くを占め、その数と重要性は増加の一途をたどっている¹。業界の悪影響を抑えるために、早急に注意を払わなければならない。

責任ある水産養殖場では、天然資源への圧力を緩和し、貴重な生態系を保護し、経済的機会を促進し、食品安全保障の課題に取り組み、水産物と人々と地球を大切にす。循環型経済における重要なリンクであり、複数の副産物の流れを、必要とされる高品質のタンパク質へとアップサイクルする。

目指す未来

養殖水産物が、環境への悪影響を最小限に抑えつつ、人類の食品と社会的利益を供給する上で主要な役割を果たす養殖場世界

ミッション

養殖水産物を環境的持続可能性と社会的責任に向けて変革し、市場メカニズム、改善インセンティブを利用してチェーン全体で価値を創造し、養殖場から食卓に至るまでの過程において付加価値サービスを提供する

養殖水産業の変革

ASCIは、水産養殖物業界の変革を加速させるために、次のような取り組みを行っている：

- **変革の推進** – 変わるべきものについての認識を高め、人と地球、および魚と養殖場への好影響を加速するために必要な変革の道筋を作るために協力する。
- **変化を起こす** – 責任ある養殖場の水産物のための世界有数の独立認証および改善についての制度を開発し、実施する。

サプライチェーン・パートナーは、最も強固な基準と、サプライチェーン全体のトレーサビリティと透明性を確保する最高の保証のために、ASC認証を選択する。ASCラベル付き水産物を選ぶことで、100カ国以上の消費者が持続可能な未来に貢献している。

¹ 国連水産パネル (COFI36) : 食品不安、栄養不良、貧困の解決策としての水産養殖

ASC認証制度の概要

認証制度

ASC認証制度は、任意で参加する第三者認証制度であり、以下の独立した主体によって構成されている：

スキームオーナー：Aquaculture Stewardship Council（水産養殖管理協議会）

スキームオーナーであるASCIは、ASC飼料基準およびASC養殖場基準、関連文書、それらの基礎となる手順書、ならびに認証制度の実施を支援する各種文書やリソースの策定および維持を行っている。全ての文書の概要と最新バージョンは、ASC管理文書マスターリストに掲載されています。

審査機関：

スキームの要求事項に従って認証サービスを提供する。

認証単位（UoC）を担当する法人は、審査員を雇用する審査機関（CAB）と契約し、ASC基準に対する認証単位の独立した適合性審査（以下「審査」）を実施する。審査機関（CAB）の管理要件及び審査員の能力要件は、認証および認定要件（CAR）に記載されており、認定を通じて保証される。

インテグリティサービスプロバイダーおよび審査機関：

インテグリティサービスプロバイダーは、制度のインテグリティを監督するためにASCIによって任命される。

インテグリティサービスと認定および認定業務は現在、アシュアランス・サービス・インターナショナル（認定機関（ASI））が提供している。ASCは、製品認証の認定を国際認定機関フォーラム（IAF）の多国間認証制度（MLA）に加盟する審査機関（AB）に移行する過程にある。インテグリティサービスは、引き続き認定機関が行う。現在認定を受けている審査機関の概要は、[認定機関のウェブサイト](#)をご覧ください。

ASC CoC認証

ASC認証の水産物が認証養殖場UoCによって生産されると、ASC認証の製品を所有するサプライチェーン内の各企業は、有効なASC CoC認証を保持する必要がある。これにより、消費者や水産物バイヤーは、ASCラベル付き製品が認証養殖場で生産されたものであることを保証される。ASCIは、ASC認証として販売される水産物の原産地を確認するために、海洋管理協議会（MSC）のCoC（Chain of Custody）基準に加え、ASCが所有するサプライチェーンモジュールを使用している。このプロセスは、ASC認証とMSC認証の両方の水産物を扱う企業にとって、複合的な審査が可能になるというメリットがある。CoC認証は、加工や包装など、養殖場での生産

以外の活動も対象としている。詳細はASC [CoC](#)のウェブページを参照するか、assurance@asc-aqua.org

ASCラベルと主張文

ASC認証取得事業者は、署名されたASCライセンス契約により承認された場合に限り、ASCラベル、主張文、商標を使用するものとする。

商標の無断表示や使用は禁止されており、商標の侵害として扱われる。詳細はASCの[ラベルユーザーガイド](#)を参照するか、licensing@asc-aqua.org

ASC アシュアランスネット

上記で説明した独立した関係者とプロセスは、ASCの透明なプロセスと利害関係者の参加に支えられた、最も強固で信頼性の高い保証システムを提供するために相互に関連している。

CABIは、ASC基準への適合性を確認するために厳格な審査を行う。認定機関（ASI）は、認証が要求事項に従い公正に付与されたことを確認するため、審査機関（CAB）を審査する。審査機関と認定機関の両者は、抜き打ちでこれらの活動を実施することができ、ASC認証の養殖場の評価結果はすべて、認証プロセスに追加情報を提供する利害関係者のために公開されている。

ASCには、制度要件を策定する経験豊富な専門保証チームがいる。ASCは保証パートナーと密接に連携し、サプライチェーン全体の適合性を監視する。

ASCは、適合の追加的な検証を支援する特化ツールを設計し、保証をもう一段強化している。これらのツールはASC認証製品の適合性を様々な段階で評価します：抗生物質の残留物と証明（TestASC）、リモートセンシングによる生産サイクルの検証（MapASC）、サプライチェーンにおける製品のデジタル追跡（TraceASC）、リスク管理のためのデータネットワーク（MonitorASC）。

目次

パートA – 組織に対する要求事項.....	10
トレーサビリティ（追跡可能性）と適合性.....	10
食品の安全性.....	12
詐欺の脆弱性審査.....	12
人権.....	13
人道的な絞め.....	13
パート B-審査機関に対する要求事項.....	15
トレーサビリティ（追跡可能性）と適合性.....	15
食品の安全性.....	16
人権.....	16
人道的な絞め.....	17
不適格.....	17
パート C – 用語.....	19
ASC認証の製品.....	19
ASC不適合製品.....	19
CoC基準の範囲.....	19
水産物詐欺.....	19
付属文書1：ASC人権行動規範.....	20
付属書 2：ASC の認定を受けた審査機関が、CoC サイトにおける人道的絞めの第三者審査を実施するための要件.....	23
付属文書3：CoCサイトのためのASC人道的絞め指標.....	26

本文書の紹介

この ASC サプライチェーンモジュール要求事項は、ASC 製品を適用範囲とする CoC 審査を実施する全ての審査機関（GAB）にとって規範となるものである。

本文書は、MSC の CoC プログラム文書に対する補足的な要求事項を提供するものである：

- [CoC 基準](#)
- [CoC 認証要件](#)
- [一般的な認証要件](#)
- [用語集](#) および
- [強制労働および児童労働の資格要件](#)

各文書の最新版が適用される。

本文書において「組織」という用語が使用される場合は、特に断りのない限り、認証組織と申請者の双方に適用される。

参考文献

以下の文書は、ASC 認証要件の一部です。

以下は、CoC申請者および認証の保有者に直接適用される：

- a. ASC サプライチェーンモジュール
- b. MSC CoC 基準
- c. ASC のデータ保持およびデータ所有ポリシーは、www.asc-aqua.org
- d. 政府または他所轄官庁の適用法令
- e. ASC サンプルングと検査手順

パートA – 組織に対する要求事項

トレーサビリティ（追跡可能性）と適合性

1.1 組織は、ASC から要求された場合、指定されたデータを TraceASC デジタルトレーサビリティプラットフォームに提出しなければならない。

ガイダンス提出が要求されるデータは、ASC [データ提出要件](#)に規定されている。購入量、販売量、魚種、バイヤー、サプライヤーを含み、消費者向け製品、非消費者向け製品をカバーしている。

1.2.1 ASC養殖場認証の認証の所有者から直接購入する組織は、少なくとも年1回、また新たなASC養殖場認証の認証の所有者サプライヤーを利用する前に、ASC養殖場認証の終了時点とサプライチェーンにおける最初の買い手としての購入時点との間にCoC認証の適用範囲にギャップがないことを確認するために、CoCの開始時点を確認しなければならない。

ガイダンスCoCの開始地点と最初の販売地点は、ASCの養殖場審査審査報告書に記載されている。例えば、養殖場認証のトレーサビリティの適用範囲が、製品が埠頭で荷揚げされた時点で終了する場合、最初の買い手のCoC認証は、埠頭以降のサプライチェーンをカバーしなければならない。同様に、養殖場認証のトレーサビリティ範囲が養殖場ゲートで終了する場合、最初の買い手のCoCは養殖場ゲートから開始しなければならない。CoC認証におけるギャップは、組織のCoC認証の適用範囲内、または別の認証（適切であればCoCまたは養殖場）の適用範囲内であることを保証することによって対処することができる。

1.2.2 ASC養殖場認証の所有者から直接購入する組織は、ASC養殖場認証の所有者が新たにサプライヤーとして追加された場合も含め、認証製品として販売される製品の適格性に影響を及ぼす可能性のある要因の有無を確認するものとする。

ガイダンス[ASC認証の製品の適格性および調達ガイダンス](#)については、ASCウェブサイトを参照のこと。組織はこのガイダンスを参照し、取り扱う製品に何らかの要因が影響するかどうかを判断すべきである。

1.2.3 加工または包装された製品をASC養殖場認証の所有者から直接購入する組織は、当該加工または包装が、認証範囲内の関連する活動を有する有効なCoC認証施設で実施されていることを確認するものとする。

1.3 組織は、以下が該当する場合、2日以内にその旨を認証機関（GAB）へ通知するための効果的なプロセスを備えていなければならない。

- a. CoC基準の範囲に関連する裁判その他の法的措置が発生した場合。
- b. その製品またはその製品が、関連する適用法、規制、ASC基準、および/または要件に適合性がないことを認識するようになること。

1.4 組織は、MSC 又はその指定代理人、ASC 又はその指定代理人、審査機関及び/又は完全性保証サービス提供者に対し、製品認証試験又は適合性検証の目的で、認証された水産物供給元又はその他の物質から水産物サンプルを採取することを許可しなければならない

い。

ガイダンス サンプルング中に収集された特定の検査結果およびその他の情報は、機密情報として保持され、必要な場合にのみ、審査機関、ASC、またはASCのインテグリティサービスプロバイダーと共有される。

試験結果は、MonitorASC抗菌剤データベースに追加することができる。認証された供給元からのサンプルには、認証されたものとして販売または出荷されていない水産物も含まれる。認証されたものとして販売または出荷されなかったサンプルの収集は、調査および新製品認証ツールのASC開発のために必要な場合にのみ実施される。ASC が試験用サンプルを要求し、その結果が適合性を示す場合、その費用は ASC に請求される。審査機関は、検査のためにサンプルを採取することもできるが、その場合の費用はクライアントに請求される。サンプリング担当者は、ASC サンプリングおよび試験手順を参照すること。

1.5 組織は、該当する場合、ASC ライセンス契約の条件を遵守し、認証された消費者向け製品すべてにASCラベル、主張文、CoCコードを正しく使用しなければならない。

1.6 認証製品は、製造日およびトレーサビリティ（追跡可能性）コードが使用されている場合、これらについて誤認してはならない。

ガイドンス生産日（収穫日、包装日、初冷凍日）を明記する必要はないが、明記する場合は正確でなければならない。簡略化された、またはグループ化された製造日付は、正当性があり、全詳細にアクセスできるのであれば容認される。

食品の安全性

2.1 加工、委託加工、包装または再包装を含む活動を行う組織は、[グローバル食品安全イニシアチブ（GFSI）公認スキーム](#)または[ISO22000](#)の認証を受けるか、またはサプライチェーン活動の範囲をカバーする、容認できる同等のプログラムに適合性を有するものとする。

年間売上高が1,000万ユーロ未満、または年間水産物取扱量が200トン未満、または水産物事業従事者が50人未満の組織は、この要件を免除されるが、それでもなお、適用される食品安全規制と検査を遵守しなければならない。

ガイドンス同等のプログラムは[ASCのウェブサイト](#)で確認できる。指定された活動を行うサイトのみが、食品安全要件を満たさなければならない。例えば、[BRGGS START](#)、[GFSI Global Markets 制度](#)、[FSSC Development 制度](#)、[英国のSafe and Local Supplier Approval \(SALSA\)](#)、その他小規模事業者向けの同様の制度などである。

詐欺の脆弱性審査

3.1 組織は、養殖水産物も対象とする食品詐欺の脆弱性審査（FVA）手順を維持し、最新の介入計画を効果的に実施しなければならない。

ガイドンスFVAはすべてのASC CoC認証の保有者に義務付けられている。FVA 手順及び介入計画は、養殖水産物を対象とする限り、組織が認証を受けている GFSI 承認食品安全スキームが要求するものと同じであってよい。FVAは、組織の脆弱性審査重要管理点（VACCP）または脅威審査重要管理点（TACCP）計画の既存の要素を包含することがある。審査は最低1年に1回、通常の内部管理サイクルの一環として、その組織にとって適切なタイミングで行うことができる。

介入計画は、組織が直面する最新のリスクと実際の事例を反映した最新のものであり、食品不正の関連リスクに効果的に対処できるものであれば、同じサイクルで実施することができる。

人権

- 4.1 組織は、ASCの人権行動規範（付属文書1）を効果的に実施し、抜き打ち審査においてその遵守を実証しなければならない。
- 4.2 組織は、以下のコミットメントを文書化しなければならない：
 - a. ASC人権行動規範を効果的に実施する、
 - b. ASCが選定した代理人による規範適合性の抜き打ち審査を受け入れること、
 - c. 抜き打ち審査の結果、必要と判断された場合は、是正を実施すること、
 - d. 人権方針、および是正を含む抜き打ち審査の結果を公表すること、
 - e. 要請があれば、いかなる第三者の労働審査の結果もASCと共有すること。
 - f. ASCから要請があれば、人権保証ツールの使用に参加し、
 - g. 該当する場合は、抜き打ち審査と是正措置にかかる費用を負担する。
- 4.3 組織は、上級管理者の承認を得た文書化した人権方針を公表し、少なくとも以下の事項へのコミットメントを実証しなければならない：
 - a. 結社の自由と団体交渉の権利の効果的な承認。
 - b. あらゆる形態の強制労働を撤廃すること。
 - c. 児童労働の効果的な廃止。
 - d. 雇用と職業に関する差別を撤廃すること。
 - e. 安全で健康的な労働環境。
 - f. 良き隣人であり、周辺地域の権利を尊重すること。
- 4.4 組織は、研修や積極的なコミュニケーション、普及活動を通じて、従業員や労働者に人権方針を周知させなければならない。
- 4.5 CoC審査の際、組織は審査報告書においてASC要件に従い、人権に関する情報を審査員に提供する。

人道的な絞め

- 5.1 自社または下請け施設での絞めを含む活動を行う組織は、絞めが魚の絞め（基準 4.1.3）および甲殻類の絞め（基準 4.2.3）に関するASC養殖場基準の指標に適合して人道的に実施されていることを証明しなければならない。

- 5.2 第三者審査は、附属書 2 の要求事項に従い、ASC の認定を受けた審査機関に代わり、ASC の資格を有する養殖場審査員が実施するものとする。
- 5.3 絞め直後のASC製品を受け取る組織は、絞めが有効なASC認証養殖場またはASC CoC認証の適用範囲に含まれるサイトで実施されたことを検証しなければならない。

パート B-審査機関に対する要求事項

トレーサビリティ（追跡可能性）と適合性

- 6.1 審査機関は、過去24ヶ月間に発生した、CoC基準の適用範囲に関連する、進行中または終了した裁判またはその他の法的措置に関する情報を申請者に求めるものとする。
- 6.2 審査機関は、CoC データベースに認証サイトの地理的座標位置を記録するものとする。
- 6.3 MSC の抜き打ち審査要件にかかわらず、ASC の CoC認証の保有者は、以下に従い、抜き打ち審査のために追加で選定されるものとする：
 - a. 最新版のASC抜き打ち審査リスク計算機を使用し、同計算機によって「高リスク」と分類された認証保有者を選定しなければならない。
 - b. ASC認証の保有者が100名未満の審査機関は、さらに1名のASC CoC認証の保有者を選定する。
 - c. ASC認証の保有者が100名以上の審査機関は、さらに2名のASC CoC認証の保有者を選出する。
 - d. この要件については、現地での審査は必要ない。
 - e. この要件については、抜き打ち審査は通常の年次審査に追加されるものではない。
 - f. 試験のための製品サンプリングは、審査機関または ASC が必要と判断した場合、抜き打ち審査の際に実施されなければならない。
- 6.4 審査機関の認証サイクル中のいずれかの時点で、審査機関が依頼者の不適合の客観的証拠に気づいた場合、5日以内に、審査機関は、不適合を提起し、MSC CoCの要求事項に従って分類するか、または不適合の性質に関連する認証決定を行わなければならない。

ガイダンス 審査機関は、他の関係者の行動や不作為に関係なく、客観的な証拠に基づいて行動しなければならない。対応措置には、問題の重大性と入手可能な証拠に応じて、既存の要求事項に従って、認証の拒否、不適合の発行、または認証の一時停止もしくは取り消しが含まれる。

- 6.5 審査機関が以下の a)、b) または c) に気づいた場合、7 日以内に、審査機関は、CoC 基準の関連する要求事項への適合性を検証するために取るべき期限と措置を決定しなければならない：
 - a. ASCから通知された適合性の問題により、ASCライセンス契約が一時停止または終了した場合、
 - b. CoC基準の適用範囲に関連する裁判その他の法的措置、
 - c. 組織またはその製品が、関連する適用法、規制、ASC基準および/または要求事項に準拠していない/適合していないという情報。

- 6.6 審査機関は、ASC ライセンス契約の要件が満たされていないことに気付いた場合、5 日以内に ASC に E メール (assurance@asc-aqua.org) にて通知するものとします。
- 6.7 審査機関は、ASC から、製品認証試験又は適合性検証テストの目的で、認証された供給元からの水産物又はその他の物質のサンプルを採取するよう要請された場合、これに応じなければならない。サンプリングは、ASC サンプリング・試験手順に従って実施されるものとする。

ガイダンスASC サンプリングおよび試験手順書は、[ASC ウェブサイト](#)で入手可能であり、また assurance@asc-aqua.org から請求することもできる。本サプライチェーンモジュールの 1.4項のガイダンスを参照すること。サンプルの要請はASCのリスク審査に基づくか、または保証調査に関連する。CABへのサンプル依頼は、主にASCスタッフまたはその代理人がサンプル採取に行けない場合に行われる。

- 6.8 認証機関は、ASC 製品を対象範囲とする組織との CoC 認証契約に、以下を含めるものとする：
- クライアントは ASC サプライチェーンモジュールに適合しなければならない。
 - 依頼者は、審査機関、インテグリティ・サービス・プロバイダー、ASC 及び／又は ASC が指定する指定代理人による、抜き打ち審査及び審査を含む迅速な審査及び審査を受け入れるものとします。
- 6.9 CAB 又は ASC が、当該組織が ASC の定める不適格基準に該当すると判断した場合、審査機関 は ASC CoC 認証を一時停止する。

食品の安全性

- 7.1 各審査に先立ち、審査員は、加工、委託加工、包装または再包装を含む活動を行う組織が、[グローバル食品安全イニシアチブ \(GFSI\) 公認スキームまたはISO22000の認証を受けていること、あるいは、サプライチェーン活動の範囲](#)をカバーする、容認できる同等のプログラムに適合性があることを確認するものとする（組織の規模により免除される場合を除く）。

人権

- 8.1 審査機関は、人権に関する要求事項 4.2～4.4 を検証し、CoC 審査報告書に文書化すること。
- 8.2 審査機関は、ASC要件に従い、CoC審査において人権情報のデータを収集し、審査報告書に記録しなければならない。
- 8.3 ASCが、抜き打ち審査で発見された人権行動規範への不適合の指摘事項を組織が適切に解決していないと判断した場合、認証機関は認証を一時停止するものとする。

人道的な絞め

- 9.1 審査機関は、要求事項 5.1 への適合性を確認するため、ASC の認定を受けた審査機関が発行した ASC 養殖場審査員の審査報告書と養殖場基準の絞め指標に関する適合証明書を確認し、CoC 審査報告書に記載するものとします。
- 9.2 ASC が、当該組織が養殖場基準の絞め指標に適合していない、または不適合の指摘をうまく解決していないと判断した場合、審査機関は認証を一時停止するものとする。

不適格

- 10.1 審査機関は、ASC が定める不適格基準を満たす組織を認証しない（また、認証を継続しない）。以下の不適格基準は、組織の実質的な保有者、指導者、スタッフ、その他の関係者、または組織の管理下にあるその他の団体が関与する活動に関するものである。
 - (i) 「CoC基準の適用範囲」に関連する適用法令に合致しない違法な活動や製品
 - (ii) 偽造文書や「水産物詐欺」などの不正行為
 - (iii) 汚職または非倫理的行為
 - (iv) 反復的、持続的または組織的な不適合歴
 - (v) 強制労働、児童労働、奴隷、人身売買の有罪判決
 - (vi) 組織の透明性、公平性、または全体的な信頼性に疑義があるため、ASC に対する風評リスクがある。

ガイドランス基準が適用されるという客観的な証拠がなければならない。関連する情報および証拠は、ASC、認証機関（CAB）、またはその他の関係者から提供される場合がある。もし審査機関が、ある組織を認証すべきかどうか疑義がある場合、その組織がASC要件に適合していることを証明する証拠が出るまで、審査機関は慎重に行動し、認証を拒否すべきである。ASCは、不適格基準が使用されるのはまれで、比較的深刻なケースに限られると予想している。違法行為または違法製品に関する10.1(i)については、以下の表1を参照のこと。

企業は、十分な根本原因分析と効果的な是正措置の実施を証明する十分な証拠があれば、24ヵ月後に認証の資格を得ることができる。

表1.10.1(i)に関連して、違法な活動または製品に関して適用される、または適用されない法律の種類例。

適用可能／適用範囲内	該当しない／適用範囲外
サイトや設備を含む操業の許可およびライセンス	環境法（許認可の一部を除く）
記録保持および報告に関する法律、その他トレーサビリティ（追跡可能性）に影響する法律	税法および破産法
ラベリング、包装、製品関連法	刑法（暴力犯罪、違法薬物、ホワイトカラー犯罪）
食品安全および公衆衛生法	海事法
ビジネスおよび会社法（管理システム関連）	軍事関連法
社会・労働法（児童労働、強制労働、奴隷制、人身売買、公民権、移民法）	家族法および人身傷害法

- 10.2 ASC が不適格基準に関連する条件を認証の保有者に課す場合、認証の保有者は、CoC 認証を維持または回復するためにその条件を遵守しなければなりません。
- 10.3 ASC CoC 認証は、ASC ウェブサイト[リンク追加予定]の「ASC 制裁方針」に記載された地域で事業を行う企業には提供されません。
- 10.4 ASC CoC認証は、ASCが審査機関及びインテグリティ・サービス・プロバイダーに通知した以下の群集構造的アプローチに従って、中国における事業に対してフェーズ的に廃止される：
- ASC認証スコープを持つCoC認証の新規申請者は、CoCデータベースに登録されないものとする。
 - 新規の初回審査及び初回審査に対する認証決定は行わないものとする。
 - 中国国内で活動する非認証下請業者は、2027年11月14日以降、ASC認証の製品の取引又は取り扱いを行わないものとします。
 - 全ての ASC CoC 認証の有効期限は、2027年11月14日までとする。

パート C – 用語

ASC認証の製品

認証された養殖場又は養殖場を原産地とし、認証されたものとして識別又は表示される製品。消費者向け製品は、認証されたとみなされるために、ASC要件に従って正しくASCラベル付けされなければならない。

ASC不適合製品

認証製品として識別、販売、出荷されるが、ASC認証の養殖場もしくは養殖場にトレーサビリティ（追跡可能性）がない、またはASC要件に適合しない製品。ASC不適合製品は認証製品として販売することはできない。

CoC基準の範囲

CoC 基準およびサプライチェーンモジュールで扱われるトピックを指します。あるトピックが適用範囲とみなされるためには、そのトピックに関連するCoC基準またはサプライチェーンモジュールに少なくとも一つの要求事項が含まれていなければなりません。例えば、製品表示、水産物不正、トレーサビリティ（追跡可能性）、人権、食品安全などは適用範囲内ですが、公害などの環境に関するトピックは適用範囲外です。

水産物詐欺

水産物詐欺とは、金銭的または経済的利益を得るために、顧客を欺く意図を持って、水産物（または原材料）を故意に不当に表示したり、不純物を混入したりすることです。水産物詐欺には様々な種類があり、国内外を問わず、サプライチェーン上の複数の地点で行われる可能性がある。

例えば、代替（魚種、非認証と認証の代替など）、量のつり上げ、意図的な製品および／または原料の不当表示、出所の虚偽表示、不当表示、虚偽販売、偽造、文書の偽造、未承認の機能強化などがある、製品の重量を欺瞞的に増加させるための水結合剤、重量を欺瞞的に増加させるための水や氷の添加、見た目の品質を向上させるための食品添加物の違法な使用、主張文と一致しない物質の含有（非遺伝子組み換え、飼料原料など）、またはその他。

付属文書1：ASC人権行動規範

1. 法令遵守

組織は、時間外労働やボーナス前の賃金を、法定最低賃金以上に設定しなければならない。

組織は、時間外労働や休憩を含む労働時間が、適用される法的要件に従うことを保証しなければならない。

人材派遣会社は、適用される法的要件を遵守し、関係当局の認可または認証がある場合には、その認可または認証を受けなければならない。

組織は、人権に関連するその他すべての適用される法的要件を遵守しなければならない。

2. 採用

組織は、従業員がいかなる種類の人材紹介料も支払わないようにし、「雇用者負担の原則」を実施しなければならない。

3. 強制労働


人材紹介会社を利用する場合も含め、いかなる形態の強制労働にも関与してはならない。

従業員は、自らの意思で自由に雇用を締結・終了する権利を有する。

職場の状況² 脆弱性の濫用、欺瞞、移動の制限、隔離、身体的・性的暴力、脅迫・脅威、身分証明書の保持、賃金の差し止め、借金の束縛、虐待的な生活・労働条件、過度な時間外労働。

4. 児童労働

組織は児童労働に従事してはならない。これには、就学を妨げたり、子どもにとって危険で有害な労働も含まれる。また、若年労働者を危険な労働や夜間労働に従事させてはならず、過度な長時間労働や時間外労働に従事させてはならない。

² ILO Indicators of Forced Labour,  2025 ([ILO Indicators of Forced Labour 2025.pdf](#))

5. 差別とハラスメント

組織は、いかなる形態の差別、暴力、ハラスメントも行ってはならず、また容認してはならず、すべての雇用・採用活動において、すべての従業員と応募者が平等な待遇と機会を受けられるようにしなければならない。懲戒手続きは公正で透明性があり、従業員の尊厳を守るものでなければならない。

6. 健康と安全

組織は、安全で衛生的な職場環境と、場合によっては安全で適正かつ衛生的な宿泊施設を確保しなければならない。これには、サイトごとの安全衛生リスク評価の実施と、その結果としての適切な対策の実施が含まれる。

サイトで働く人は、業務遂行に必要な安全衛生教育を受けなければならない。

組織は、安全衛生上の事故とニアミス、および是正措置の記録を文書で保存しなければならない。

7. 団体交渉と結社の自由

組織は、すべての従業員が労働組合または労働者団体に加入または結成し、団体交渉することにより、干渉されることなく認めなければならない。法律で制限されている場合は、従業員の参画のための合法的な代替手段を認めなければならない。労働時間、休憩、時間外労働、賃金に関するものを含め、実施されている団体交渉協定はすべて支持されなければならない。

8. 契約、賃金、労働時間

組織は、すべての従業員が、雇用条件に関する書面による情報を受け取り、理解し、同意していることを確認しなければならない。

賃金は、少なくとも毎月、全額を従業員に直接支払うものとし、遅延、延期、またはいかなる方法によっても保留してはならない。認証の保有者は、従業員に生活賃金を支払うことが奨励される。

時間外労働は合意の上、割増率で支払われるものとする。組織は、すべての従業員の労働時間の記録を保持しなければならない。

9. 苦情処理メカニズム

組織は、すべての従業員がアクセス可能で、公正かつ適用可能な苦情処理メカニズムを持たなければならない。全従業員は苦情処理メカニズムに関する研修を受けなければならない。苦情を提出した従業員がいかなる報復を受けることがあってはならない。

10. コミュニティ参加

先住民や部族民、地域コミュニティ、その他操業地域とその周辺の利害関係者との有意義な関わりを持たなければならない。

文化的に適切で、アクセスしやすく、安全かつ公正な苦情処理メカニズムを設け、懸念事項のタイムリーな解決を支援する。

継続的なデューデリジェンスを通じて、組織は、その活動から生じる潜在的または実際の社会的、文化的、環境的なネガティブな影響を特定し、予防し、軽減しなければならない。

附属書 2 : ASC の認定を受けた審査機関が、CoC サイトにおける人道的絞めの第三者審査を実施するための要件

1. 審査機関と審査員の資格

- 11 ASC の絞め指標を評価するCoC 組織にサービスを提供する ASC 審査機関は、ASC の「養殖場および飼料の認証および認定要件」で要求され、[ASC のウェブサイト](#)に掲載されている通り、ASC養殖場基準のサブスコープについて認定されなければならない。
- 12 ASC の絞め指標を評価する審査員は、1.1. で要求される通り、認定された審査機関に登録し、ASC 養殖場及び飼料の認証および認定要件で規定される資格を満たした後、環境審査員の役割を承認されなければならない。
- 13 ASCと絞め指標を評価するサービスをCoC組織に提供する審査機関は、グループ内の養殖場にASC養殖場認証の認証サービスを提供する審査機関とは異なる場合があります。
- 14 審査機関は、実施された全ての審査プロセスの記録を、最低3年間保存しなければならない。
- 15 ASC は、ASC 又はその代理人が実施する立会審査又は審査において検出された問題を改善するため、審査機関に対して修正又は是正措置を実施するよう要請することができます。
- 16 もし審査機関が修正または是正措置を実施しない場合、ASC は審査機関の ASC 審査報告書テンプレートへのアクセスを遮断し、ASC ウェブサイトの承認済み審査機関のリストから審査機関を削除することがあります。

2. 申請プロセスと契約

- 2.1 審査機関は、CoC 組織から情報を収集し、絞め活動の範囲（ヒレ科魚類の絞めまたは甲殻類の絞め）に応じたサービスを提供するために、独自の手順に従って申請書と契約を作成しなければならない。
- 2.2 契約には、ASCとその代理人に以下の権利を付与する条項を含むものとする：
 - a) ASC の絞め指標の評価に関する組織の記録および審査報告書へのアクセス。
 - b) 組織の実績を評価する目的で、ASC の絞め指標に対する公表または抜き打ちの審査に立会い、または実施すること。
 - c) ASC 又はその代理人による審査中に検出された不適合の是正および是正措置計画を要求すること。
 - d) ASCのウェブサイトで審査報告書を公表する。

3. 審査計画

- 3.1 ASCの絞め指標の評価は、魚または甲殻類が絞め施設に搬入され、完全な気絶と絞めのプロセスが実施される場合にのみ実施されるものとする。脱力と絞め工程に立ち会うことなく実施された審査は無効である。
- 3.2 認証機関と組織は、年次の CoC 審査で最新の審査報告書と適合性証明書を入手できるように、審査時期を計画すべきである。
- 3.3 認証機関と組織は、不適合の解消、技術的レビュー、適合性判定に十分な時間を確保するため、適合性証明書の有効期限が切れる前に新たな審査を計画すべきである。
- 3.4 組織が複数の屠畜サイトを使用している場合、CAB はサイトごとに個別の審査を実施しなければならない。

4. 審査の実施

- 4.1 審査機関は、ASC 絞め指標を評価するために、サイト毎に最低 3 時間を割かなければならない。
- 4.2 審査には、気絶と絞め工程の立会い、サイト視察、気絶と絞めを担当するスタッフとの面談、記録と手順のレビューを含むものとする。
- 4.3 審査員は、審査計画、評価範囲、審査中に検出された不適合を報告するために、全体的な開会と閉会のミーティングを実施するものとする。

5. 審査結果

- 5.1 審査員は、ASC 畜種指標を評価するための再現可能で検証可能な証拠を、ASC 畜種指標報告書のひな型に記録しなければならない。その証拠は、客観的で、適合性又は不適合の評価結論を裏付けるのに十分なものでなければならない。
- 5.2 審査機関は、審査中に検出された不適合を是正するための期間を、最長3ヶ月と定めなければならない。
- 5.3 審査機関は、提出された証拠が修正及び是正措置の効果的な実施を実証していると判断した場合、不適合を終結しなければならない。
- 5.4 最長 3 ヶ月の期間内に不適合が解消されない場合、審査機関は適合証明書を発行せず、新たな審査を実施しなければならない。

6. 審査報告書及び技術的審査

- 6.1 審査員は、ASC Humane Slaughter Indicators の報告書テンプレートを使用し、必須項目を全て記入しなければならない。
- 6.2 認証機関の審査員は、サイト毎に個別の審査報告書を作成しなければならない。

- 6.3 認証機関は、審査報告書のテクニカルレビューと不適合の解消を実施するために、審査プロセスに直接関与せず、ASC 農場・飼料認証要求事項のテクニカルレビューの能力要件を満たす者を任命しなければならない。
- 6.4 The CABIは、全ての不適合性の終了後、最大28日以内に最終報告書を完成させ、ASC指定のプラットフォームにアップロードしなければならない。
- 6.5 ASC は、審査報告書の品質レビューを実施し、審査機関にコメントを提出することができる。

7. 適合性証明書

- 7.1 認証機関は、審査を受けたサイトごとに個別の適合性証明書を発行する。
- 7.2 審査機関は、すべての不適合が解消され、審査報告書の技術的レビューが完了した時点で、ASC 評価指標に対する適合性書を発行しなければならない。
- 7.3 適合性証明書の有効期限は、発行日から最長12ヶ月間とする。
- 7.4 審査機関は、不適合が未解決のまま適合性証明書を発行してはならない。
- 7.5 認証機関は、適合性証明書に以下の情報を含めなければならない：
 - a) タイトルは「適合性証明書」。「認証」という用語は使用してはならない。
 - b) CoC 認証の所有者の名称。
 - c) 審査サイトの名称または参照。
 - d) ASC CoCコードを持つ、絞め施設を所有または下請けしている組織。
 - e) ASC養殖場基準の食肉指標に適合している旨の声明で、基準番号と審査に使用された基準のバージョンが明記されていること。
 - f) 発行日と有効期限。
 - g) 審査日
 - h) 審査対象魚種の学名および一般名。
 - i) 適合性証明書に関する審査機関の手順が要求するその他の情報。

付属文書3：CoCサイトのためのASC人道的絞め指標

4.1.3 - 魚の絞め指標：

- 4.1.3.1 組織は、魚の健康と福祉に関する要求事項の実施を絞め中に監督する責任者を任命しなければならない。
-
- 4.1.3.2 組織は、養殖場基準付録12（12.4、表5）に概説された方法と移行期間に従って、食用でない魚も含め、全ての魚が殺処分前に気絶させられることを保証するものとする。
-
- 4.1.3.3 組織は、スタンニング（気絶処理）後直ちに、少なくとも95%の魚が意識を失っていることを確実にしなければならない。また、意識が残っている魚については、再スタンニングを行わなければならない。意識喪失は、魚が死亡するまで継続しなければならない。
-
- 4.1.3.4 組織は、以下のすべての事項がないことを確認することで、打撃と殺処分が効果的であることを保証するものとする：
- 眼球運動
 - 目の動き
 - 体の動き（不随意筋痙攣を除く）
 - 痛みを伴う刺激に対する反応。
-
- 4.1.3.5 組織は、バックアップシステムの存在を含め、効果的でない気絶や殺処分に即座に対応する手段を備え、再発防止のための適切な是正措置を実施しなければならない。
-
- 4.1.3.6 組織は、魚を殺すために以下の方法を使用してはならない：
- 空気中での窒息
 - 炭酸ガス (CO2) バス
 - 塩に漬ける
 - アンモニア風呂
 - 内臓摘出

- 4.1.3.7 組織は、指標4.1.3.3および指標4.1.3.4で実施された活動の記録を保持しなければならない
- 4.1.3.3および4.1.3.4.

4.2.3 甲殻類の絞めに関する指標

- 4.2.3.1 組織は、絞め時の甲殻類の健康と福祉に関する要求事項の実施を監督する責任者を任命しなければならない。
-
- 4.2.3.2 組織は、甲殻類が収穫後直ちに殺されることを確実にしなければならない：
- 氷スラリーバスに浸漬する。
 - 電気装置を通して、氷スラリーバスに浸す。
-
- 4.2.3.3 甲殻類を生きたまま処理してはならない。
-
- 4.2.3.4 組織は、氷スラリー槽が常に4°C以下に保たれ、甲殻類が効果的に死滅するために適切な時間浸漬されることを確実にしなければならない。
-
- 4.2.3.5 組織は、気絶させるために電気機器を使用する場合、製造者の指示に従うことを保証しなければならない。
-
- 4.2.3.6 組織は、甲殻類を殺すために以下の方法を使用してはならない：
- 空気中での窒息
 - 炭酸ガス (CO₂) バス
 - 塩に漬ける
 - アンモニア風呂
 - 内臓摘出
-
- 4.2.3.7 組織は、麻酔薬の過剰投与が、人間の食用に供されない甲殻類を殺すためにのみ使用されることを保証しなければならない。
-
- 4.2.3.8 組織は、足と身体の協調的な動きがないことを確認することにより、殺傷が効果的であったことを確認しなければならない。

- 4.2.3.9 組織は、バックアップシステムの存在を含め、効果的でない気絶や殺処分に即座に対応する手段を備え、再発防止のための適切な是正措置を実施しなければならない。
-
- 4.2.3.10 組織は、指標4.1.3.3および指標4.1.3.4で実施された活動の記録を保持しなければならない
4.2.3.4および4.2.3.8。

表5. 指標4. 1. 3. 2で要求される、魚種ごとに許可された気絶方法と移行期間。

許可された方法 気絶	サケ	トラウト (FW)	スズキ、 タイ、 オオニベ	パンガシウス		ブリ	スギ	カレイ	熱帯 魚類
打撃法	✓	✓				✓	✓		✓
電気	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
過剰摂取 麻酔薬	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
移行期間（発行 から 日付以降）	即時	1年	3年	3年	3年	3年	3年	3年	3年